

議案第13号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度」に、「28,740円」を「23,950円」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、39,910円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、46,300円とする。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月16日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第5条第3項中「第3期」を「第1期」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

2 改正後の第4条及び第5条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の一部を改正するものです。また、暫定賦課を廃止し国民健康保険税等と納期を合わせることにより、納め忘れを防ぐことと、年6回の納付回数を8回に増やすことにより、1回あたりの納付額の減額を図るため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、<u>23,950円</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、39,910円とする。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、46,300円とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>第1期 7月16日から同月31日まで</u></p> <p><u>第2期 8月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>第3期 9月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>第4期 10月1日から同月31日まで</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、<u>28,740円</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>第1期 4月16日から同月30日まで</u></p> <p><u>第2期 6月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>第3期 8月16日から同月31日まで</u></p> <p><u>第4期 10月1日から同月31日まで</u></p>

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき,又はその分割金額が100円未満であるときは,その端数金額又はその全額は,すべて第1期の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第5期 12月1日から同月25日まで

第6期 翌年2月1日から同月末日まで

(新設)

(新設)

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき,又はその分割金額が100円未満であるときは,その端数金額又はその全額は,すべて第3期の納期に係る分割金額に合算するものとする。